答 申 個 第 １ ３ ３ 号
令 和 ５ 年 １ ０ 月 ３ 日

京　都　市　長　　様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会　長　　北　村　　和　生
（事務局　総合企画局情報化推進室情報管理担当）

京都市個人情報保護条例第３６条第１項の規定に基づく諮問について（答申）

令和４年６月２２日付け保障第１８４号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

口頭意見陳述録音データの個人情報非開示決定事案（諮問個第３１３号）

（別紙）

１　審査会の結論

処分庁が行った個人情報非開示決定処分を取り消し、改めて開示決定を行うべきである。

２　審査請求の経過

⑴　審査請求人は、令和４年４月１１日に、処分庁に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第１４条第１項の規定により、「２０２２年３月２日水曜日に行われた口頭意見陳述に於いて保健福祉局障害保健福祉推進室担当係長が録音した data」の開示を請求した（以下「本件請求」という。）。

⑵　処分庁は、本件請求に係る公文書として、保健福祉局障害保健福祉推進室において保管されている「２０２２年３月２日に行われた口頭意見陳述の録音データ」（以下「本件公文書」という。）を特定したうえで、個人情報非開示決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和４年４月２６日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

（個人情報の開示をしない理由）

条例第１６条第７号に該当

行政不服審査法第３１条に基づく口頭意見陳述においては、審理関係人の発言を委縮させ、審理手続の迅速かつ適切な進行を妨げるおそれがあることから、審理関係人に対し、録音や撮影、電話の発着信などの行為を禁止している。請求対象である録音データは、審査庁が、口頭意見陳述終了後に口頭意見陳述記録を作成することを目的として陳述を録音したものであり、これを開示することは、当該行為の禁止の趣旨を損なうこととなり、今後の審査庁の事務に支障が生じるおそれがあるため。

⑶　審査請求人は、令和４年５月２３日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（以下「法」という。）第２条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

３　審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

４　処分庁の主張

弁明書及び審査会での職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

⑴　本件公文書について

本件公文書は、令和４年３月２日に、処分庁が行った処分である京都市指令保障第６９０、４３８、２９０、６０９、６１０、６４０、６４１、６４２及び６４７号に係る審査請求９件について、審査庁において法に基づく口頭意見陳述が実施された当該口頭意見陳述においては、審査庁職員の保健福祉局障害保健福祉推進室担当係長が口頭意見陳述記録（以下「陳述記録」という。）を作成するために録音しており、本件公文書はそのデータである。

⑵　本件処分について

処分庁では、法第３１条に基づく口頭意見陳述において、審理関係人に対し、録音や撮影、電話の発着信などの行為を禁止している。これは、本件処分の通知書にも理由として記載したとおり、録音等の行為が実施されることにより、審理関係人の発言を委縮させ、審理手続の迅速かつ適切な進行を妨げるおそれがあることから、それらを防止することを目的としているものである。

一方で、審査庁においては、法に基づく口頭意見陳述が終了した後に、陳述記録の作成を行う必要があることから、当該陳述記録の作成を目的として録音を行っている。

本件公文書を開示することは、審理関係人に対し録音を禁止した目的を損なうこととなり、今後の審査庁の事務の遂行に支障が生じるおそれがある。

よって、条例第１６条第７号本文に該当すると判断し、非開示としたものである。

なお、審査請求人は、本件処分について、データから文字起こしされた陳述記録が任意提供されることと矛盾していると主張するが、陳述記録は逐語録ではないことや本件公文書が口頭意見陳述の記録作成を目的として作成されたものであることなどから、陳述記録の任意提供を理由に、本件公文書を開示すべきとするものではない。

また、法第３１条においては、審査請求人又は参加人の申立てがあった場合に口頭意見陳述を開かなければならない旨が記載されているが、それはあくまで審理関係人が口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を確保するためであり、そこでの陳述等の記録や録音といった情報を審査請求人が証拠として収集する主旨ではない。口頭意見陳述の内容は記録として審査会に提出され、審査会では双方の主張を審議のうえ、答申される。

⑶　以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

５　審査請求人の主張

審査請求書及び反論書における審査請求人の主張によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

⑴　処分庁は条例第１６条第７号を挙げているが、其れに含まれているア乃至オの何れに該当するのかについて何一つ考えておらず又如何為る「おそれ」が生じ得るのかについても何一つ答えていないので、本件処分は行政手続法８条１項に違反している。又仮に本件 data（録音 data）に於いて同号に当たる非開示情報が含まれているとしても、其れ

以外の部分は開示しなければならないので其れが為されていない本件処分は部分開示義務違反である。

⑵　所で処分庁は本件 data（録音 data）を開示出来ないと答えている訳であるが、其れを文字起こしした陳述記録書は任意提供されているので、其れは本件決定通知書に書かれている非開示事由と明らかに矛盾している。即ち録音 data（本件 data）は開示出来ないが其れを書き下ろした当該記録書は提供出来るのは如何なる事由であるのか（行政不服審査法３６条）後者を提供出来るが前者を開示出来無いというのは明らかに矛盾している。

⑶　尚本件に限ると本件 data（録音 data）に於いて、課長及び●●が▲▲に依る情報漏洩を隠蔽しようとしているので、処分庁は其れが公にされる事や京都府福祉サービス運営適正委員会等に証拠提出される事を妨げようとしているのであろうと思われるが既に陳述記録が作成されているので其の隠蔽工作は意味が無く、前述した通り当該記録書が事実の通りに書かれていないのかという疑いを生じさせるだけである。

⑷　処分庁は「審理関係人の発言を委縮させ、審理手続の迅速かつ適切な進行を妨げるおそれがある」、「今後の審査庁の事務の遂行に支障が生じるおそれがある。」と書いているが「おそれ」は全くの杞憂である。

⑸　此れについて処分庁は「陳述記録は逐語録ではない」と既に認めているが、其の内情が言い間違いを直すことや助詞（てにおは）を直す事であれば構わないが、明らかに文意を損ねていると為れば其れは虚偽公文書作成罪に当たる犯罪である。

⑹　処分庁は「審査請求人が証拠として収集する趣旨ではない。」と書いているが、口頭意見陳述に限らず審査請求人が得た諸情報を如何に使用するかについては審査請求人に依る自由である。

⑺　本件処分は行政手続法８条１項に違反しており、更に既に示されている陳述記録との整合性も無いので取り消さなければならない。

⑻　陳述記録が示されているにも関わらず、元 data となる録音 data を開示することを拒むのであれば、陳述記録は録音 data の通りに作成されていない虚偽公文書であると判断するしか無い。そう為ると処分庁が録音 data を開示しない事由は「条例第１６条第７号本文に該当する」からで無く「陳述記録が虚偽公文書であるから」としなければならない。此れを踏まえて審査会に対し陳述記録が録音 data の通りに作成されているか否かについて見分を求める。

６　審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

⑴　本件公文書について

本件公文書は、障害保健福祉推進室が保有する令和４年３月２日に実施された法に基づく口頭意見陳述の録音データである。

⑵　本件処分について

ア　処分庁は、審理関係人に対し、録音や撮影、電話の発着信などの行為を禁止しており、録音データを開示することは、当該禁止行為の趣旨を損なうこととなり、今後の審査庁の事務に支障が生じるおそれがあり、条例第１６条第７号に該当すると主張する。

イ　一方、審査請求人は、処分庁は「審理関係人の発言を委縮させ、審理手続の迅速かつ適切な進行を妨げるおそれがある」、「今後の審査庁の事務の遂行に支障が生じるおそれがある。」と書いているが「おそれ」は全くの杞憂であり、また録音データが開示できないことは、録音データから文字起こしされた陳述記録が任意提供されることと矛盾していると主張する。

ウ　条例第１６条第７号は、処分庁が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを非開示情報とすることを定めたものである。ここでいう「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが求められ、「おそれ」の程度も抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の支障が生じる蓋然性が求められる。

エ　諮問庁の説明によると、口頭意見陳述の実施に当たって、審査庁から審理関係人に対し、陳述記録作成のために録音を行う旨を説明しており、また当該録音データに基づき陳述記録を作成し、当該陳述記録の内容について審査請求人に確認を求めるために提供しているとのことである。

当審査会としては、審理関係人は録音されていることを理解したうえで発言していること及び審査庁が陳述記録を審査請求人に提供していることから、当該録音データを開示したとしても、今後の同種の手続において審理関係人の発言を萎縮させるおそれがあるとは認められないと考える。また、処分庁は、審理関係人に対する録音等を禁止する趣旨を損なうこととなり、今後の審査庁の事務に支障が生じるおそれがあるとも主張するが、当審査会としては、審理手続における実質的な支障が生じるおそれも認められないと判断する。

オ　以上から、当審査会としては、本件公文書は条例第１６条第７号に規定する非開示情報に該当せず、開示すべきであると判断する。

⑶　結論

以上により、「１　審査会の結論」のとおり判断する。

（参　考）

1　審議の経過

令和４年　　６月２２日　諮問

７月２２日　諮問庁からの弁明書の提出

８月２２日　審査請求人から反論書の提出

令和５年　　８月２５日　諮問庁の職員の口頭理由説明（令和５年度第５回会議）

１０月　３日　審議（令和５年度第６回会議）

※　審査請求人から意見陳述の希望がなかったので、意見の聴取は行わなかった。

※　行政不服審査法第９条第３項において読み替えて準用する第３６条に基づく手続きを行うよう審査請求人から申立があったが、当審査会は当該手続を経なくても十分な審議が可能であると判断し、実施しなかった。

2　本件諮問について調査及び審議を行った部会

第１部会（部会長　北村　和生）